

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和 60 年の国勢調査では、50,294 人と 5 万人を超えていたものの、年々減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査では、40,362 人で、昭和 60 年からの 35 年間で 9,932 人減少している。また、人口構成比の推移では、年少（15 歳未満）人口及び生産年齢（15 歳～64 歳）人口は年々減少している一方で老年（65 歳以上）人口は年々増加しており、老年人口の割合が全人口の 38%以上を占める超高齢社会となっている。

本市の産業は、中央を流れる遠賀川により、農業や製造業が盛んな西部地域と卸売業、小売業や生活関連サービス業等の商業が盛んな東部地域に分けられる。令和 3 年経済センサスによると本市の事業所数は、1,448 か所であり、上位より卸売業、小売業 332 か所、建設業 244 か所、生活関連サービス業、娯楽業 178 か所となっている。上位である卸売業、小売業については、年々減少しており、一方で医療、福祉が年々増加している等、産業構造に変化がみられる。

本市における中小企業者は、生産年齢人口減少による人材不足や経営者の高齢化、後継者不足、人件費の上昇等の様々な問題に直面しており、厳しい環境が続いている。

今後、働き方改革等により、更なる環境の変化が予想される中で、中小企業者の経営基盤のより一層の強化を図ることが求められる。これら喫緊の課題に対応し、地域経済を活性化させるために、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、労働生産性の向上を図ることが必要不可欠である。

(2) 目標

中小企業者の先端設備等の導入を支援することで、生産の高効率化を促し、人手不足等の課題に対応するとともに、事業の拡大による地域経済の活性化を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援し、本市内全体の労働生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の事業者は、市内全域に存在する。これらの地域で広く中小企業者の生産性向上を実現するため、市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均 3 % 以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は 2 年間（令和 7 年 7 月 27 日～令和 9 年 7 月 26 日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間または 5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。